

第55号議案

品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例
例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第24条の12第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第24条の9第3項（法24条の10第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指定障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準)

第2条 法第24条の12第1項および第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の定めるところによる。

(指定障害児入所施設の指定に係る条例で定める者)

第3条 指定障害児入所施設の指定に係る法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(説明) 児童相談所の設置に伴い、指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等を定める必要がある。